

東京農工大学大学院における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>東京農工大学大学院における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程</p> <p>本則 (趣旨) 第1条 東京農工大学大学院における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)への推薦については、法及びその他関係法令並びに機構が定める規程等によるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>東京農工大学大学院 <u>(博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程(3年次から5年次まで)又は後期3年の課程のみの博士課程)</u> における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程</p> <p>本則 (趣旨) 第1条 東京農工大学大学院 <u>(博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程(3年次から5年次まで)又は後期3年の課程のみの博士課程)</u> における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)への推薦については、法及びその他関係法令並びに機構が定める規程等によるもののほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>修士課程の返還免除内定候補者推薦規程の制定に伴う改正</p> <p>修士課程の返還免除内定候補者推薦規程の制定に伴う改正</p>

附 則 (令和4年10月19日規程第51号)

この規程は、令和4年10月19日から施行する。